

令和5年度 第1回小浜市総合教育会議 会議録

開催日時		令和5年8月3日(木)	開会 10:00 閉会 12:00
開催場所		市庁舎 4階 401 会議室	
出席者	構成員	小浜市長 松崎 晃治 小浜市教育委員会 教育長 窪田 光宏 同職務代理者 上田 俊彦 委員 村上 郁子 委員 桂田理津子 委員 坂下 貴洋	
	事務局	教育部長 谷 義幸 教育総務課長 内田 靖彦 生涯学習スポーツ課長 日比野 伸彦 企画部次長(未来創造課長) 四方 宏和 教育総務課 GL 松宮 克行、井上 恵理 生涯学習スポーツ課 GL 栗原 直希、藤本 倫子、小笠原 房子	
<p>1 開会</p> <p>事務局 ただ今から令和5年度第1回小浜市総合教育会議を開会します。 なお、本日の会議終了は、正午を予定していますので、ご協力のほどよろしく お願いいたします。</p> <p>2 議事</p> <p>事務局 それでは、早速、協議事項に入らせていただきます。 議長につきましては、本会議の設置者であります松崎市長にお願いいたします。</p> <p>市長 まず、開会にあたりまして一言挨拶させていただきます。 本日は、総合教育会議を招集させていただきましたところ、教育委員の皆様には公私 ご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。 日頃は、本市教育行政の推進に多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、本日は令和5年度第1回総合教育会議として、本市教育行政の政策的課題に ついて事務局から報告の後、2つの課題について協議することとなっています。 協議事項の一つ目は、「自校方式による地場産学校給食の充実を図るための今後の望 ましい学校給食のあり方」について、二つ目は、「通常学級における特別支援教育の 充実」についてでございます。協議内容につきましては、市教委の考えがある中で、 課題解決に向け、共通理解を図りたいと考えておりますので、よろしくお願 いたします。 また協議事項以外のことでも、教育委員の皆さまと活発に意見を交わし、本市の教 育行政がより良いものとなるよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお 願いたします。</p>			

1. 小浜市教育行政の政策的課題について（報告）

市長 それでは、報告事項 小浜市教育行政の政策的課題について、事務局から説明をお願いします。

＜教育総務課説明＞

＜生涯学習スポーツ課説明＞

市長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご質問があれば、挙手のうえご発言をお願いします。

上田職務代理者 学校プールの利用の方針と温水プールの利用促進について、温水プールでのプール学習を希望している学校はありますか。

事務局 学校からの希望としてはありませんが、西津小学校のプールが老朽化により使用できない状態にあり、修繕は多額の費用を要する見込みであることから、今年度の西津小学校のプール学習については温水プールを利用するカリキュラムを作り、計画的に授業を実施したところでございます。

上田職務代理者 温水プールは年中使えるという利点があり、冬場も水泳学習ができるということ踏まえると、非常に効率的であると思います。温水プールの利用促進も含めて、少しでも児童生徒に利用してもらえるとありがたいと思います。

事務局 事務局においても、積極的な温水プールの活用ということで様々な想定を行っています。ただ、温水プールから距離がある学校についてはバスの手配等についても考えていく必要がありますので、その辺りを調整しながら、温水プールの児童生徒の利用を考えてまいりたいと思います。

桂田委員 温水プールは利用に対して費用がかかると思いますが、学校が利用する場合はどうされていますか。

事務局 小学校や市内の幼稚園に使っていただいておりますが、使用料は免除ということになっております。

桂田委員 今後、利用する学校が増えても免除ですか。

事務局 そのとおりです。

市長 県内の学校でも、新たにプールを作らずに、市営プールなどを利用するというところが出てきています。ただ、バスによる移動が必要になってきますので、その費用がかかることが課題としてあります。それでも、1校ごとにプールを設置するという時代は終わりつつあるのかもしれないという気はしています。

教育長 学習指導要領では、プールでの実技指導は義務付けられていませんから、特に都

市部では、プール学習を座学で済ませる学校もあります。また、プール学習ができる学校とできない学校があるという理由で、プール学習の一律中止を決めた市もあります。今後、そういった流れが加速していくことが予想されます。小浜市には目の前に海がありますし、まだプールが使える学校も多くありますので、プールの実技学習を継続していく考えですが、そういった流れを視野に置いておく必要はあるかと思えます。

村上委員 学校部活動の地域移行について、令和5年度から3年計画で順次移行し、令和8年度には完全移行となりますが、この3年間の移行期間は大事な時期であると感じています。多様な活動の機会を子どもたちに提供することで、必ずしもこれまでの部活動に囚われず、色々なことができる良い機会になるだろうと思えます。ただ、年齢的に難しい時期でもあり、親のアドバイスや学校からの指導を聞き入れられない、といったこともあろうかと思えます。今まで経験したことが無い活動やスポーツなどを、どのように子どもたちに浸透させていくのか、学校や地域のコミュニティセンターがどのように関わっていくのか、といったことも重要になるのではないかと思います。

先日出席した会議で、民生委員の方から「ボランティア活動にも参加してもらえるのだろうか」というお話がありました。その会議には地域おこし協力隊の方も出席されていましたが、中学生時代にそのような地域活動をされている方々のお話を聞くといったことも、とても良い経験になるのではないかと思います。

この3年間、どのような形でそういったことに関わっていくのか、具体的な方向性があれば教えてください。

事務局 受け入れにつきましては、部活動に無いスポーツも含めたスポーツ団体、地域の文化団体、社会教育団体にもお願いをしています。まずは受け皿を探し、体制を整えてから、どのような選択肢があるかを生徒や保護者に紹介していきたいと考えております。また、できるだけ保護者の負担を増やすことなく、生徒ファーストの選択肢が広がるような体制を作っていきたいと考えております。

村上委員 文字だけでは、なかなか子どもたちに伝わらないと思えます。具体的に見せたり、体験したりといったことが必要かと思えます。子どもたちが安易に楽な方に流されて、“家にいたらいい”といった風にならないように、様々な活動の内容が子どもたちに伝わりやすい形で進めていただきたいと思えます。

教育長 今年度は、既存の学校部活動にはない活動として、子ども会と国立若狭湾青少年自然の家にアプローチをしています。子ども会には、ジュニアリーダーの活動に生徒が参加できるよう働きかけをしていただきたい、とお願ひし、快く了承していただきました。国立若狭湾青少年自然の家には、事業に生徒がスタッフとして参加で

きるよう、受け入れをお願いしました。国立若狭湾青少年自然の家は年間を通じて色々なプログラムの計画を立てており、その中に中学生を対象とした新規の事業を入れ込むのもひとつの方法としてありますが、予算が必要であるうえに、人が集まらなければ事業が成り立ちません。そこで幼児や児童が対象の事業、あるいは高校生や一般の方が対象の事業など、既存事業に中学生がスタッフとして活動できる場を持ってもらえないか、検討していただけることになっています。

また、文化協会においても、短歌や俳句など色々な文化団体の活動に、月1回でも中学生の参加を可能にしてもらうことはできないかといったことを検討していただいています。とにかく今ある活動に中学生が参加していく中で、各団体において「子どもたちがこれだけやれるなら、活動を増やそうかな」というような検討をしていただけるように考えております。

もちろん、既存の種目についても地域への展開を進めています。ただ、教員側の課題が新たに出てきています。小浜第二中学校の場合を申し上げますと、ソフトボール部の顧問は今年度から休日の部活動には携わっていませんが、ソフトボール部以外の部活動を担当する教員は休日の部活動に従事しています。小浜第二中学校では顧問間の格差が生じないように工夫をされていますが、ソフトボール部の顧問が週末だけ他の種目の顧問の肩代わりができるのかということ、生徒たちの反応はもちろんのこと、保護者の理解を得ることには難しさがあります。そういったことが令和8年度までの課題として上がってきています。

教育長 その他の政策的課題について、いくつか補足をさせていただきます。

1つ目は、ふれあいスクールに関してです。子どもたちの不登校の実態について、3年間のコロナ禍の後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、どうなるのだろうか注目していますが、全国的には悪化の一途を辿っている状況です。そういった中で、夜間中学や不登校特例法に新たな動きがございますので、紹介させていただきます。

令和5年6月16日、国において教育振興基本計画が閣議決定されました。その中で、夜間中学についても言及がされています。元々、夜間中学は義務教育を受けていない社会人を対象に始まりました。現在は、義務教育無修了者に加え、外国籍の方、あるいは不登校の小中学生など、多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っています。閣議決定では、全ての都道府県、政令指定都市に、少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進することとされていますので、今後、福井県においても夜間中学の設置について話が出てくると思われれます。もし、福井県内で嶺北に夜間中学が設置された場合、小浜市の入学希望者がどのように通学するのか、といったことも考える必要があります。

不登校特例法についても、教育振興基本計画で各都道府県、政令指定都市で1校以上設置することを本計画の期間内において進めることとし、全国で約300校の設置を目指すことが閣議決定されています。そういった流れも十分視野に入れながら、本市のふれあいスクールは非常に歴史もごさいますので、まずは、ふれあいスクールの機能が十分発揮されるような体制を取ってまいりたいと思います。

2つ目ですが、国のコミュニティスクールについて、資料にも書かれていますが、平成15年、福井県は全17市町で福井型コミュニティスクールというものを始めました。そこで、家庭・地域・学校協議会を立ち上げて、地域の方からの協力を得ながら、学校経営を行っていくという体制を作ってきました。ただ、この福井型コミュニティスクールは、国のコミュニティスクールとは認められていませんでした。

国のコミュニティスクールと福井型コミュニティスクールの違いを申し上げますと、国のコミュニティスクールには3つの権限が与えられています。1つ目は、校長の学校運営の基本方針を承認するという権限がコミュニティスクールの学校運営協議会に与えられています。2つ目は、校長が作成した学校運営計画（スクールプラン）に関して、学校および教育委員会等へ意見を述べることができます。3つ目は、教職員の人事に関して、教育委員会へ意見を述べるができる、というものです。当初は全国的にあまり導入が進んでいませんでしたが、令和3年度以降、国のコミュニティスクールを導入していないと国の補助金を受けることができなくなりました。小浜市は国のコミュニティスクールを導入していないため、現在、放課後子ども教室に対する国からの補助金はありません。そういったこともあり、平成15年から全17市町で進めてきた本来の福井型コミュニティスクールは、令和2年度をもって無くなりました。県内で国のコミュニティスクールに入っている市町は未だ僅かですが、いずれも放課後子ども教室の予算の額が大きい市町ばかりです。ただ、当初懸念されていた権限、例えば教職員の人事について意見を述べるができるといったことについて、国のコミュニティスクールを導入した自治体では、全く問題は生じない、といった反応があります。加入率は段々と上がってきており、令和元年度は20%でしたが、**現在はさらに加入率が上昇しているものと思います**。国のコミュニティスクールを導入することにより、家庭と地域と学校が意思疎通を図りながら、良い緊張感を持って学校運営を行っていくという面で、前向きに検討していく意義はあると考えています。ただ、導入にあたっては検討会の立ち上げが必須だと思いますので、今後、そういった方向で検討を進めていきたいと考えております。

2. (1) 自校方式による地場産学校給食の充実を図るための、今後の望ましい学校給食のあり方について（協議）

市長 それでは、会議次第に基づき、議事を進めます。

まず、協議事項 「自校方式による地場産学校給食の充実を図るための今後の望ましい学校給食のあり方」について、事務局から説明をお願いします。

<教育総務課説明>

上田職務代理者 自校方式による学校給食のメリット、デメリットを色々な観点から考えてどのようにしていけばよいか、という話であると思いますが、食のまちづくりを進める本市の食育の推進の観点からも、自校給食は絶対に無くしてはならないと思っています。温かい食事を児童生徒がニコニコしながら食べる姿や、子どもたちが給食調理員さんとコミュニケーションを図り、感謝の気持ちを持つ、といったことは、「食育のまち」であることの証であると思います。色々難しい点があるかもしれませんが、温かい食事を毎日作ってくださる給食調理員さんや、地元の食材を提供してくださる生産者との交流会の開催など、教育的意義において自校給食は必要であると思っています。

坂下委員 センター方式にすれば解決できる課題も多いかもしれませんが、小浜市の「食のまちづくり」は全国にも誇れるものであると思いますし、それを残して欲しいと思います。しかし、食育を推進する核として自校方式を残していくのであれば、それ相応の覚悟を持って、施設の更新であったり維持管理に力を入れていかなければならないと思います。

村上委員 地場産、自校式の給食はとてもありがたいと思います。中名田小学校が探究学習で目覚ましい成果を挙げていることにつきましても、やはり地元愛であったり、地域の方から食材を提供していただいていることが、探究学習に活かされていると感じており、とても重要なことだと思っています。ただ、金銭的にも大変なことはわかります。先ほど公会計の説明がありましたが、公会計と私会計について、もう少し説明をしていただけますか。

事務局 公会計と私会計の違いですが、まず、給食の食材分については原則、保護者負担となっています。私会計では、各学校で食材を業者に発注し、支払いは保護者から集めた給食費から支出しております。つまり、市の会計を通さず、学校と納入業者で契約をし、その代金は保護者から集めるのが私会計でございます。

なお、給食調理員の人件費や設備等については、市が負担をしております。一方、公会計は、給食費を市の歳入として組み込みます。そして、食材の購入と支払いは、歳出として市の予算の中で行います。学校が保護者から給食費を集めるのではなく、給食費の徴収や食材費の支払いを市の予算の中に組み込んで行うのが、公会計でございます。現在は、教育委員会事務局で給食費の徴収等を行っていませんが、公会計では滞納金は市の債権になりますので、保護者が滞納された給食費を市が徴収するなど、公金の処理が必要となります。

村上委員 各学校で給食費が違いますが、それはよろしいでしょうか。

事務局 各学校で地元の業者に食材を発注しており、それぞれ地域によって値段も違い、規模が小さいと割高になるという現状にあり、給食費が違ってきています。公会計で学校ごとに給食費が違うということは、全国的にもありません。基本的には給食費の額を統一することになると思います。

上田職務代理者 アレルギーの子ども達のことでも質問させていただきます。食物アレルギーの子どもたちがいると思いますが、アレルギーを持っているお子さんの保護者が献立表を見て、食べられない献立があった時に、学校から保護者へ「弁当を持ってきてください。」といった場合に、それが長く続いたとき、給食費は払わなくてはいけいのですか。

事務局 給食費自体が各学校で決められたものですので、返金についても各学校でどこまでを返金するのか決めていただいています。ただ、学校間であまりにも差があるのは良くないということで、現在、校長会や事務部会、栄養教諭で協議し、ある程度基準を決めようということで進んでいます。現在、牛乳代に関しては、アレルギーにより牛乳を飲めない場合は返金していると聞いています。

上田職務代理者 食べられないメニューがあっても、給食費は徴収されていますか。

事務局 各学校では、年度初めにアレルギーを持つお子さんの保護者と面談を行います。そのうえで、毎月、一か月分の給食のメニューをお渡しし、その中で食べられないものが出てきたときに、その都度確認をしたうえで、除去食や代替品で対応しています。

上田職務代理者 調理業務を民間委託している中学校については、アレルギー食の対応ができる業者を選定することで良いと思いますが、ある町の方から、弁当を持っていかなければならないのだけれども給食費を全額支払っているとお声を聞いたことがあるので、小浜市の小学校はどうなっているのか、お聞きしたいと思いました。

教育長 それは小浜市ではないですね。

上田職務代理者 そうです。小浜市ではありません。小浜市の学校では、給食を提供しな

令和5年度 第1回小浜市総合教育会議 会議録

いので弁当を持って来なさい、という指導はされていないのですね。

事務局 お聞きしたことはありません。

上田職務代理人 ありがとうございます。

教育長 小浜市として、教育委員会として、自校方式による地場産学校給食は、「食のまちづくり」の理念を教育現場で具現化する一つの重要な施策であり、今後も引き続き大切に受け継いでいきたいという思いでいるところです。例えば、小浜美郷小学校では、給食調理の様子を子どもたちは毎日ガラス越しに見ており、給食の残食もほとんど無いと聞いています。毎年、給食週間には各学校が給食に携わる方への感謝祭を設けており、“顔の見える学校給食”というのは本市ならではの取り組みであると思います。

一方で、市議会からの報告書にもありましたが、これからの一番大きな議論の焦点は、給食センターはどうなのか、ということになるのではないかと思います。当然、給食センター方式にもメリットもあり、食中毒等の事故が起こった場合には市内全小中学校に拡大するといったデメリットもあります。しかし、自校方式による地場産学校給食の課題に挙げられている業務の効率化や調理員の確保、食材の購入、給食会計の問題等から給食センター方式も考えるべきではないか、というご意見に対しては、何とか今の枠組みの中で課題をクリアしてまいりたいという思いでおります。

また、教員の働き方改革の中で、これまで教員が当たり前のように行ってきた沢山の教育以外の業務が明るみに出た部分もあります。ただ、自校方式による地場産学校給食を実施していくにあたっては、やはり教員が全く関わらないという事は非現実的であり、小浜市の理念を守るために「ここまでは教員に携わってもらいたい」という具体的な方向性を示し、その分、他のところで他の市町よりも教員の負担減を図ることで、トータルで教員の働き方改革を推進できればと考えています。

全国的に給食センター方式に移行していく中で、学校給食に関しては教員の業務ではないというような考え方が広まってきています。そうした中で小浜市が自校式地場産学校給食の理念を堅持していくためには、学校の協力は欠かせませんので、その点は教員の理解を得るようにし、その代わりに他のところで負担軽減を図っていくという考え方が、これから大事になってくるのではないかと、私個人として思っております。

市長 市議会の委員会からの提案は、やはり、学校給食が少し行き詰まってきているのではないかと、ということが一つのテーマとして見えてきます。給食センター方式についても考えておく必要があるのではないかと、という意味かと思っております。今ま

で苦勞してきた人員不足の問題が、中学校を業者に委託して、その分人員を小学校に配置したので、今のところ何とかなっていますが、今後も人員が確保できるのか、というところが一つ大きな課題だと思います。かといって、人員を確保するために、給食調理員を全て正規職員にすると莫大な予算が必要となり、給食にそれだけ税金を使うことが税の使い方として正しいのか、という議論になり、それであれば、給食センター方式にした方が良いのではないかという話になってきます。そのような課題を今後どの方向へ持っていくかが難しくなってくるだろうと思っています。調理員は、以前はほとんどが正規職員でしたが、総務省からの方針によって、現在は会計年度任用職員として雇用しているという状況です。今後の課題として、調理員の人員確保を維持していけなくなった時にどうするか、また業者に委託をするのか、業者委託をするのであればセンター方式にした方が良いのではないか、という議論が出てくる可能性も無きにしも非ず、ですので、市議会からの問題提起として、給食センター方式も念頭に置いておいたらどうか、ということではないかと思います。

しかし、「食のまちづくり」において自校方式は堅持していくべきだという考え方は大きくありますので、それを堅持していくためには予算も少しぐらい使わなければいけない、という考え方も大事になってくるのは当然だと思います。今後、教員の働き方改革の中で、給食費を公会計として市が徴収していくという考え方も取り入れていかなければならないときが来るかもしれません。そういう問題が沢山あるということで、捉えていただけると良いかと思います。今のことで、ご質問等はございますでしょうか。

2. (2) 通常学級における特別支援教育の充実について（協議）

市長 それでは次に協議事項2 通常学級における特別支援教育の充実について、事務局から説明をお願いします。

〈教育総務課説明〉

市長 ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見交換を行いたいと思います。ご意見、ご質問など何でも構いませんので、挙手のうえご発言をお願いします。

教育長 少し補足をさせていただきます。A3版資料のグラフをご覧ください。左側が知的障害学級、右側が自情学級の子どもの割合ですが、先ほど説明があったとおり、本市においては、文科省の通知が出る前から、一週間の授業実数の半分程度は特

別支援学級で過ごす時間が確保されていました。自情学級では、知的な遅れが無い発達の障がいを持つお子さんの事情に合わせて、交流学級で授業を受ける時間がどうしても多くなり、特別支援学級での授業実数は小浜市においても小学校高学年で40%を下回っているという形になりますが、実は法令上では特別支援学級で何時間以上過ごさないという定めはありません。一方、通級指導については、通常学級に在籍して特別な支援を要する軽微な障がいを持つお子さんに対して、1週間に8時間まで取り出してその子に応じた指導を行うことができ、8時間を超えてはならないと法令上に定められています。そのことから、1週間に9時間以上の支援が必要なお子さんは特別支援学級に在籍すると全国的に理解されています。

一方で、インクルーシブ教育の名のもとに、障がいのある子も障がいの無い子も同じ教室で学ぶという教育が進められています。以前私が参観させてもらった、インクルーシブ教育で有名な大阪の大空小学校では、クラスごとに担任のほかには支援員が複数人配属されていました。そういった体制が整わない限り、完全なインクルーシブ教育というのは難しいだろうと思います。ところが、全国的にはそういった体制を整えるのではなく、通常学級で1人の担任が授業を進める中に、どんどん特別支援学級の子が交流し、極端な学校になると1週間のうち特別支援学級で過ごす時間が5時間、3時間といった自治体があるということで、文科省から「週の半分以上は特別支援学級で学習することを目安とする」という通知が出されました。ここで初めて、具体的な数字が示されました。

ただ、自情学級については週の半分以上を特別支援学級で過ごすことは難しいのが現状です。小浜市においても、小学校中学年では50%を僅かに下回っています。また中学校では、進路の問題等で保護者から「通常学級に戻して欲しい」と要望があるといった事も見据えて、通常学級へ戻った時にその子が困らないように考慮した措置をとっています。実際、自情学級のお子さんの中には途中で通常学級に戻っていく子が多くいます。このことについては国も一定の理解を示してくれていますので、必ずしも50%を下回ってはいけないかという、そうではないとご理解いただけるとありがたいと思います。

また、この背景には教員不足が挙げられるのではないかと考えています。例えば、特別支援学級で5時間しか過ごさないとすると、その特別支援学級担任は5時間しか授業を受け持たなくてもよいことになり、他は空き時間になります。恐らくその空き時間に、欠員している教員分の授業を受け持つ、ということが行われているのではないかと思います。勿論きちんとした特別支援教育を実施した上での措置であるとは思いますが、本来の教員の目的外使用のような形になります。

問題は、こういったことが進んでいくと、今後、インクルーシブ教育の流れの中で、通常学級で過ごす子どもが増えてくるということが予想されるということです。というのも、令和元年度の国の通知でも、特に1週間に9時間から10時間程度の個別指導が必要な児童生徒は、特別支援学級に在籍させるのではなく、通常学級に在籍させて通級指導や交流学习の充実を図っていく、通常学級に在籍させる中で個々に応じた指導の充実を図っていく、という流れになるのではないかと思います。そうしますと、通常学級においてインクルーシブ教育の理念を実現していくための体制づくりというのが、今後大きな課題になってきます。

小浜市においては、現時点では概ね半数以上を確保出来ていますが、やはり保護者はお子さんが交流学級で皆と学べることを大変喜ばれますので、半分以上を特別支援学級で過ごさなければならないという事になると、「それなら特別支援学級への入級をお断りします。」という意向の保護者も出てくるのではないかと思います。障がいの程度にもよりますが、これまでなら特別支援学級に在籍していたであろうお子さんが、通常学級に在籍する中で通級指導の充実を図っていく、という流れが予想されますので、その対応を今からしっかり考えておきたいと思っております。

村上委員 現状で、通級や交流の支援のための生活支援員はどれくらい必要であって、それに対してどれほどの支援員さんが配属されているのでしょうか。やはり必要に見合う人数には達していないのでしょうか。

事務局 学校現場からの希望も聞き取りながら、生活支援員を配置しています。生活支援員の勤務時間は、小学校低学年担当の場合は1日4時間程度、小学校高学年と中学校では1日7時間程度としています。配置人数については、学校によってクラス数や特別支援学級の在籍人数に違いがあり、障がいの程度も様々であるため、一概に決めることは難しいと感じています。手厚い配置が必要な学校も出てきており、国の方針も踏まえると、今後、通常学級への支援として生活支援員の増員が必要になってくると思います。

教育長 市の支援員とは別に、県の会計年度任用職員である特別支援講師が、今年度は小浜美郷小学校と小浜小学校に配置されています。下段の表にありますとおり、非常に負担の大きい学校と、それほどでもない学校との差があるのが現状です。

村上委員 特別支援学級を受け持つ先生方というのは、どのようにして決めておられるのでしょうか。特別支援学級を受け持つ先生方への研修等は行われているのでしょうか。

事務局 特別支援教育の免許を持つ教員を中心に配置していますが、全員が特別支援教育の免許を持っているわけではありません。そこで、県が定期的に研修を実施し

令和5年度 第1回小浜市総合教育会議 会議録

ています。小浜市においては、今年度特別支援学級を受け持つ20名の教員のうち、11名が特別支援教育の免許を持っているという状況です。

村上委員 ありがとうございました。

市長 ほかに、ご意見などはございませんか。

ないようですので、二つ目の協議事項は、ここまでとさせていただきます。

市長 本日本日予定の案件は以上ですが、その他として教育委員の皆さんから何かございましたらご発言ください。

市長 ないようですので、これをもちまして令和5年度第1回小浜市総合教育会議を終了します。長時間にわたり協議いただき、ありがとうございました。